厚生労働省 最終的な調整結果

| 管理番号 | 319 | 提案区分 | B 地方に対す | る規制緩和 | 提案分野 | 医療•福祉 | |
|---------------|---------------------------------------|--------|---------|---------|--------------|-------|--|
| 提案事項 (事項名) | 保育所における | る給食の自園 | 調理原則の廃 | 止又は過疎地域 | - 붗等での適用隊 | 於外 | |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | |
| 提案団体 | 萩市 | | | | | | |
| 制度の所管・ | 関係府省 | | | | | | |
| | 厚生労働省 | | | | - | | |

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、保育所は、調理室の設置が義務付けられ、自園調理を 原則としている。

保育所・小・中学校を含め、地域一体となった食育を推進するとともに、公立保育園の合理的運営を進める観点から、3歳未満児の給食についても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63条)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。」とされている。

現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3才以上児の給食の外部搬入は認められているが、3才未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部搬入は認められていない。地方都市では少子化が進行し、市街地保育所を除き、周辺部の保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一体的な食育を推進することが可能となる。

現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特例の要件である設備、衛生基準の遵守、 食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。

アレルギー児童が増加傾向にあるなか、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就 学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えるとともに、地域における保育所・小学校・中学 校を一体とした食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食につい ても、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部搬入を認めるよう求める。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

発達段階に応じた給食の提供、体調不良児やアレルギー児への対応など、弊害の除去については、ガイドライン等の周知・徹底により各保育所へ求められるのであれば、平成28年度に先送りすることなく、保・小・中の一体とした食育の推進、運営の合理化等の観点から、自園調理の原則を緩和し、3歳未満児の給食の外部搬入を認めるよう求める。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 〇 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

- (1)児童福祉法(昭22法164)
- (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。

・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、 平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

厚生労働省 最終的な調整結果

| 管理番号 | 518 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療•福祉 | | | | | |
|---|---|--------------------------------------|--|----------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 提案事項 (事項名) | 保育所における給食の外部搬入の拡大 | | | | | | | | | |
| (T A1) | | | | | | | | | | |
| 提案団体 | 神奈川県 | | | | | | | | | |
| 制度の所管・ | 制度の所管・関係府省 | | | | | | | | | |
| | 厚生労働省 | | | | | | | | | |
| 求める措置の |)具体的内容 | | | | | | | | | |
| l l | | L児への給食 | の提供に限り外部搬入が認 | められているが、 | 3歳未満児についても | | | | | |
| 外部搬入 | を認めること。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | 1 | | | | | |
| 具体的な支障 | 章事例、地域の | 実情を踏ま | えた必要性等 | | | | | | | |
| 保育所の給食は原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 | | | | | | | | | | |
| 育所以外 | で調理し搬入す | る方法)が認。 | められている | | | | | | | |
| 3歳未満児 | 見への外部搬入 | | められている。 特別区域法による認定を受り | けた場合に限り、 | 公立保育所のみ認めら | | | | | |
| 3歳未満児 れている。 | 己への外部搬入 | は、構造改革 | | | | | | | | |
| 3歳未満りれている。 本県所管 を外部搬 | 己への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を | は、構造改革 見のみの保育 自園調理とす | 特別区域法による認定を受 所は存在せず、全て3歳未派 するメリットはなく、全ての園で | 満児を保育してい で自園調理を行っ | いる中で、3歳以上児のみ っている。 | | | | | |
| 3歳未満りれている。 本県所管 を外部搬 3歳未満り | 見への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を 記も認めることで | は、構造改革 児のみの保育 自園調理とす 、全年齢への | 特別区域法による認定を受り 所は存在せず、全て3歳未済 するメリットはなく、全ての園で 給食を外部搬入できるよう規 | 満児を保育してい で自園調理を行っ 見制緩和されれば | いる中で、3歳以上児のみ っている。 ば、外部搬入に切り替え、 | | | | | |
| 3歳未満りれている。 本県所管 を外部搬 3歳未満り | 見への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を 記も認めることで | は、構造改革 児のみの保育 自園調理とす 、全年齢への | 特別区域法による認定を受 所は存在せず、全て3歳未派 するメリットはなく、全ての園で | 満児を保育してい で自園調理を行っ 見制緩和されれば | いる中で、3歳以上児のみ っている。 ば、外部搬入に切り替え、 | | | | | |
| 3歳未満りれている。 本県所管 を外部搬 3歳未満り | 見への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を 記も認めることで | は、構造改革 児のみの保育 自園調理とす 、全年齢への | 特別区域法による認定を受り 所は存在せず、全て3歳未済 するメリットはなく、全ての園で 給食を外部搬入できるよう規 | 満児を保育してい で自園調理を行っ 見制緩和されれば | いる中で、3歳以上児のみ っている。 ば、外部搬入に切り替え、 | | | | | |
| 3歳未満りれている。本県所管を外部搬3歳未満り | 見への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を 記も認めることで | は、構造改革 児のみの保育 自園調理とす 、全年齢への | 特別区域法による認定を受り 所は存在せず、全て3歳未済 するメリットはなく、全ての園で 給食を外部搬入できるよう規 | 満児を保育してい で自園調理を行っ 見制緩和されれば | いる中で、3歳以上児のみ っている。 ば、外部搬入に切り替え、 | | | | | |
| 3歳未満りれている。 本県所管 を外部搬 3歳未満り | 見への外部搬入 域では3歳以上! 入、3歳未満児を 記も認めることで | は、構造改革 児のみの保育 自園調理とす 、全年齢への | 特別区域法による認定を受り 所は存在せず、全て3歳未済 するメリットはなく、全ての園で 給食を外部搬入できるよう規 | 満児を保育してい で自園調理を行っ 見制緩和されれば | いる中で、3歳以上児のみ っている。 ば、外部搬入に切り替え、 | | | | | |

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保育所については、新制度移行にあたり、現在外部搬入で給食を実施している認可外保育所から認可保育所となる場合、3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められていないために、調理室の整備が必要となり、資金的・保育所のスペース的に困難な事業者がいるため「新制度以降に検討」ではなく、喫緊の課題である待機児童対策に支障が生じるため、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、アレルギー等の細かな事情に対応出来る事を前提とした十分な検討が必要である。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 〇 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 〇 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

- (1)児童福祉法(昭22法164)
- (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準について

は、次のとおりとする。

・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、 平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

文部科学省 最終的な調整結果

| 管理番号 | 519 | 提案区分 | B 地方に対す | する規制緩和 | 提案分野 | 医療•福祉 | | | |
|---|---|--------------|---------|-----------|---------|-------------|--|--|--|
| 提案事項 (事項名) | 認定こども園における給食の外部搬入の拡大 | | | | | | | | |
| | <u>-</u> | | | | | | | | |
| 提案団体 | 神奈川県 | | | | | | | | |
| 制度の所管・関係府省 | | | | | | | | | |
| | 内閣府、文部和 | 斗学省、厚生 | 労働省 | | | | | | |
| 求める措置の | D具体的内容 | | | | | | | | |
| | | | の給食の提供に | こ限り外部搬入か | 「認められてし | いるが、3歳未満児につ | | | |
| [[[C + 2/1] | 部搬入を認める | _ C ° | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| · L | | | | | | | | | |
| 具体的な支配 | 章事例、地域の | 実情を踏ま | えた必要性等 | = | | | | | |
| I *** * | | | | | | の提供に限り一定の条件 | | | |
| | の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園化の相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受入れを検討しているが、 | | | | | | | | |
| 自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 | | | | | | | | | |
| 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。 | | | | | | | | | |
| 300108 | | C X1777100 | | で日元、川川成儿主 | かわに良する | CE O | | | |
| , | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別 区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認 められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏ま えて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

また、公立保育所の場合は、自市町村の学校給食センター等により外部搬入を行うことから、自市町村の施設・職員等による対応が可能であるのに対し、私立保育所の場合は、公立保育所の場合のように自ら有する施設・職員等ではなく、特にきめ細かな個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必要となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、私立保育所ではなおさら解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。

これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と 共管)
- (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。
- ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

厚生労働省 最終的な調整結果

| | | 7-4-7 | 7 1243 LL 24. | ✓ 4. | -H >/\ | | | | | |
|-----------------|--|--------|---------------|------------------------|--------|-------|----------------------------|--|--|--|
| 管理番号 | 519 | 提案区分 | B 地方に | 対する規制緩和 | 1 | 是案分野 | 医療•福祉 | | | |
| 提案事項 (事項名) | 認定こども園における給食の外部搬入の拡大 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 提案団体 | 神奈川県 | | | | | | | | | |
| 制度の所管・ | | | | | | | | | | |
| | 内閣府、文部和 | 斗学省、厚生 | 労働省 | | | | | | | |
| 求める措置の |)具体的内容 | | | | | | | | | |
| | | | の給食の提 | 農供に限り外部搬 | 投入が認 | められてし | いるが、3歳未満児につ | | | |
| [[C + O + N] | いても外部搬入を認めること。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| <u> </u> | | • | | | | | | | | |
| 具体的な支配 | 章事例、地域の | 実情を踏ま | えた必要は | 生等 | | | | | | |
| i | | | | 里であるが、3歳! 「法)が認められて | | への給食の | の提供に限り一定の条件 | | | |
| 幼稚園か | ら認定こども園化 | との相談を受 | ける際、地 | 域のニーズとして | て3歳未 | | 入れを検討しているが、 | | | |
| i | 自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替え | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | よ、タトロカ版人に切り皆え ことが期待できる。 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学部と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく。 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要とされており、これは、3歳未満児を受け入れる認定こ ども園についても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受け入れる場合には、調理室の 設置が必要となる。

特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行の妨げとなっている。

国として認定こども園化を促進するということであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応する ことを検討いただきたい。

28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、喫緊の課題である待機児童対策に重大 な支障が生じるため速やかに対応すべき。

また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行うことにより、解決できると考 える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任 を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏 まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方 式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容 59

[再掲]

- (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と 共管)
- (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入 方式を認めることができるよう措置する。
- ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

厚生労働省 最終的な調整結果

| 管理番号 | 724 | 提案区分 | B 地方に対する規制約 | 爰和 | 提案分野 | 教育•文化 | | | |
|--|---|---------|----------------|------|---------|------------|--|--|--|
| 提案事項 (事項名) | 小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和 | | | | | | | | |
| 提案団体 | 徳島県、京都府、和歌山県、大阪府 | | | | | | | | |
| ーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ | | | | | | | | | |
| | 厚生労働省 | | | | | | | | |
| 求める措置 <i>の</i> |)具体的内容 | | | | | | | | |
| 小学校、「 | 中学校の給食セ | ンターから、作 | 保育所に給食を搬入する | ことがつ | できるよう、国 | の規制を緩和すること | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | - | | | |
| 具体的な支障 | 章事例、地域の | 実情を踏ま | えた必要性等 | | | | | | |
| 疎地域に | 保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | | | | | | | | | |
| 児童福祉 | 施設の設備及れ | (運営に関す) | 5.其準第32条の2 | | | | | | |

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保・小・中一貫教育の中で、自園調理と同様の対応が可能であり、給食の外部搬入に伴う弊害の除去ができる場合に限り、平成28年度の評価を待つことなく、3歳未満児の給食の外部搬入を認めてもよいのではないか。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化の観点から「従うべき基準」を廃止、又は標準もしくは参酌すべき 基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ずに3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは弊害が生じるものであり、認められない。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

- (1)児童福祉法(昭22法164)
- (ii)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。
- ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、

| 平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号

790

提案区分 B 地方に対する規制緩和

提案分野 医療・福祉

提案事項 (事項名) 認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、 「従うべき基準」とされている事項の見直し

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、 「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこ ے.

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主 体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持する のは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。

乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設

都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地 域がある。

【改正による効果】

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

回答区分 C 対応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであ り、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。 その理解の下、既に地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が 出ており、その後の特段の事情変更も認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行 でも設定することは可能。これは、保育所に限らず、幼保連携型認定こども園についても同様である。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)(抄)

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45 条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方が それぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における 子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版 子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌す べき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

- 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- ・ 第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の 自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律 第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五 条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれ らの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が 存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らし ても「事情の変更」と言えるのではないか。

- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。
- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【給食の外部搬入条件の緩和】

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【文部科学省】

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管)
- (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。
- ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

790

提案区分 B 地方に対する規制緩和

提案分野 医療・福祉

提案事項 (事項名) 認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、 「従うべき基準」とされている事項の見直し

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、 「従うべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこ

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主 体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持する のは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。

乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設 がある。

都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地 域がある。

【改正による効果】

地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。

根拠法令等

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項

回答区分 C 対応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45 条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参酌し、地方が それぞれの実情に応じて定めることができる仕組みとすべき。
- ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従うべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準への移行を検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【保育士配置・居室面積基準の参酌基準化】

- 〇 次の理由から、提案の実現に向け前向きな検討を求める。
- ・第1次回答の中で、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で決定済であることを指摘するが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)(第1次一括法)附則第46条の規定では、「政府は、…(中略)…新児童福祉法…(中略)…第四十五条…(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- ・ 東京都のように認証保育所(認可外保育所)を懸命に増やしても待機児童が解消されていない地域が存在する一方で、こうした独自の認証保育所が高い評価を得ている実態もあることは、附則第46条に照らしても「事情の変更」と言えるのではないか。

- ・ 待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるという「事情の変更」であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。
- ・ 認可保育所における保育従事者にすべて保育士を要求する理由として「子どもによって保育士とそうでない者が対応することになり不適切」と説明しているが、地域型保育等の新制度において、認可保育所以外では全てが保育士であることを義務付けていないことは、説明の一貫性を欠いている。

【給食の外部搬入条件の緩和】

- 〇 構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。
- 〇 課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。
- 〇 特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所が民営化できないといった支障事例もある。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

- (14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省と 共管)
- (ii)幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、次のとおりとする。
- ・公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部搬入方式を認めることができるよう措置する。
- ・私立の幼保連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
- (iii)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。